

独立行政法人教職員支援機構
マネジメント研修高度化推進事業 実施要項

令和2年10月2日

理事長 裁定

一部改正 令和3年11月19日

1 事業の趣旨・目的

独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）は、教職員への総合的支援を行う全国的な中核拠点として、校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修や教員の資質能力向上に関する調査研究等を実施している。

本事業は、機構と教育委員会が連携し、マネジメント研修の企画立案・運営を担う人材育成とともに、マネジメント研修の高度化・体系化を図ることを目的とするものである。

2 事業の内容

教育委員会は、マネジメント研修及び学校におけるマネジメントに関し、今後、中核的な役割を担うことを期待する教員等を、機構つくば中央研修センターに派遣する。

派遣された教員等（以下「特別研修員」という。）は、機構における研修の企画立案・運営等の実務を実地に経験し、調査研究プロジェクトに参画するとともに、各都道府県市教育センター等のマネジメント研修及び学校におけるマネジメントの好例収集・分析等を行う。

教育委員会は、教育委員会のマネジメント研修の高度化推進のための事業を行い、今後、マネジメント研修の企画立案・運営を担う人材育成及び各学校のマネジメントの改善・充実を担う人材育成の推進を図るものとする。その際、特別研修員の知見等を活用するため、教育委員会が取り組む事業に特別研修員を参画させるものとする。

3 事業の委託先

都道府県・指定都市・中核市教育委員会

4 委託期間

2年間

なお、委託契約は単年度ごとに行う。

5 事業の委託費等

「マネジメント研修高度化推進事業公募要領（以下、公募要領）」で別に定めるものとする。

6 採択の予定件数

公募要領で別に定めるものとする。

7 特別研修員の要件

1 教育委員会につき1名とする。なお、年度毎の派遣教職員交代も可とする。

- (1) マネジメント研修及び学校におけるマネジメントに関し、今後、中核的な役割を担うことが期待される者（中堅教員等）であること。
- (2) 教職員として勤務成績が優秀であり、かつ、心身ともに健全であること。
- (3) つくば中央研修センターにおいて、勤務可能な者であること。

8 特別研修員の役割

- (1) 機構における研修等の実務を実地に経験する。
 - ① 教員研修の企画立案及び運営
 - ② 教員研修に関する指導・助言・援助事業の企画立案及び実施
 - ③ 都道府県市教育センターにおける出前研修講師
- (2) 機構の調査研究プロジェクトに参画する。
- (3) 教職大学院及び都道府県市教育センター等におけるマネジメント研修等の好例の収集・分析等を行う。
- (4) 教育委員会等が実施するマネジメント研修等の事業に参画する。
- (5) 機構及び全国の教育委員会のマネジメント研修の高度化・体系化を図るためのマネジメント研修高度化推進資料を作成・公表する。
- (6) マネジメント研修高度化推進のためのセミナーの企画・立案等を行う。

9 申請方法

- (1) 申請に当たっては、公募要領に定める申請書を作成の上、機構理事長あて提出すること。
- (2) 申請書は、提出後の差し替えや内容変更は認めない。また、提出された申請書は返還しない。
- (3) 以下の観点に基づき、審査委員会において書類審査を実施し、委託先を選考する。

(審査の観点)

- ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会におけるマネジメント研修への取組方針
- ・機構との連携も含めた取組の具体性
- ・特別研修員の確保
- ・教育委員会に係る申請経費の妥当性

10 事業の実施

(1) 契約締結

選定された教育委員会については、「マネジメント研修高度化推進事業委託要領」「マネジメント研修高度化推進事業公募要領」等に基づき、事業年度ごとに実施計画書及び収支計画書を提出する。機構は、内容を総合的に勘案し、予算の範囲内で委託額を決定する。委託額の決定後、機構と委託契約を締結する。契約については、単年度ごとに行う。なお、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

(2) 委託額の変更

委託先が、各事業年度の委託額の総額を変更したり、費目間で流用したりしようとするときは、あらかじめ、機構の承認を得なければならない。ただし、費目間の流用が、委託額の総額の20%以内となる場合についてはこの限りでない。

(3) 中間報告書の作成・提出

委託先は、指定された期日までに中間報告書及び中間収支報告書を作成し、機構に提出する。

(4) 報告書等の作成・提出

委託先は、事業年度ごとに実施報告書及び収支報告書を作成し、各事業年度末までに機構に提出する。

11 その他

詳細については、公募要領等において別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和3年11月19日から施行する。